

埼玉県自給飼料利用促進事業実施要領

令和7年9月24日決裁

令和8年5月25日決裁

第1 目的

生産資材価格の高騰及び高齢化により、畜産経営は非常に厳しいものとなっている。特に、酪農家においては、生乳価格を自由に決めることができないため、生産コストを取引価格に反映させることができない。また、購入飼料の大部分を占める輸入飼料については、その供給が海外での飼料作物の収穫状況や、為替相場、国内への輸入状況に左右されており、自給飼料の増産による飼料費削減及び飼料供給の安定化が必要である。しかし、高齢化等による働き手不足から県内酪農家においては、自給飼料生産にかかる労力が不足している。そこで、本事業では、自給飼料の地域内流通の取組を支援することで、県内酪農家の経営安定に資することを目的とする。

なお、本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2 定義

1 酪農家

埼玉県内に農場を有し、搾乳の目的で乳用牛を飼養する畜産業者とする。

2 飼料生産集団

県内のほ場で酪農家に供給する飼料の生産（受託生産を含む）を行う組織で、代表者の定めがあり、定款等組織及び運営についての規約を備えている者とする。

3 自給飼料

県内飼料生産集団が生産し、県内酪農家へ販売または譲渡する飼料作物をいう。

対象となる自給飼料の規格については、次のとおりとする。

- (1) 直径100cm以上のロールバールであること。
- (2) その他の規格の飼料の場合は、個別に協議すること。

第3 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次の1から3までのいずれかであることとする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業法人
- 3 農業者3戸以上が組織する集団

第4 事業の内容

この事業は、県内飼料生産集団が県内ほ場で生産した自給飼料を県内酪農家へ輸送するために必要な経費を支援する。

第5 採択要件

この事業においては、次の要件を満たすこととする。

- 1 飼料の地域内流通に係る飼料生産集団、酪農家が契約書等の書面により明らかとなっていること。

第6 補助対象経費等

この事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

第7 事業実施の手続き

1 事業実施要望の提出

事業実施主体は、様式1号により事業実施要望書を作成し、知事に提出するものとする。

2 予算の配分

知事は、1により提出のあった実施要望について、県内酪農家に生産、販売する自給飼料の個数に基づき予算を配分し、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施計画の承認

(1) 事業実施主体は、様式2号により「自給飼料利用促進事業実施計画書」（別紙様式1号を添付。以下「実施計画書」という。）を作成して、知事に提出するものとする。

(2) 知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

4 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容を変更する場合は、3に準じて知事の承認を受けるものとする。

5 事業の着手

この事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。但し、地域の実情に応じて早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体においてこの事業の対象となる経費が発生した日をもって着手することができる。この場合にあつては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第8 補助金の交付

- 1 毎年度12月までに県内酪農家向けに供給した県内農場で使用する飼料における経費を交付対象とする。

2 補助金は100円未満を切り捨てとする。

第9 県の補助

県は、予算の範囲内において別表に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表に定める補助率及び補助額上限額の範囲内において助成をするものとする。

第10 事業報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月24日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和8年5月25日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>県内飼料生産集団が県内ほ場で生産した自給飼料を県内酪農家へ輸送するために必要な経費。ただし、他の国又は地方自治体の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費は除く。</p> <p>ア 燃料費 イ 機材のレンタル費 ウ 機材の維持管理費（保守、修理等の経費を含む） エ 資材の購入費 オ 運搬委託費（事業実施主体自らが委託するものに限る） カ その他、補助事業の目的の達成のために必要な経費で、支出証拠等の書類で当該支出が補助事業の目的に合致していると確認できる経費</p>	定額 ロールベール1 個あたり500 円以内	事業主体あたり、補助対象経費の実支出額と100万円いずれか少ない額

様式1号

番 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度埼玉県自給飼料利用促進事業の実施要望について

埼玉県自給飼料利用促進事業実施要領第7の1に基づき、関係書類を添えて要望します。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号を添付すること。
2 必要に応じて知事が指示した書類を添付すること。

様式2号

番 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度埼玉県自給飼料利用促進事業実施計画の(変更)承認申請について

埼玉県自給飼料利用促進事業実施要領第7の3の(1)に基づき、関係書類を添えて
(変更)承認申請します。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号を添付すること。
2 必要に応じて知事が指示した書類を添付すること。

実	施	年	度	令和	年度
---	---	---	---	----	----

自給飼料利用促進事業実施計画書

事業実施主体名

市 町 村 名

1 事業の目的

2 見込まれる成果

3 事業実施主体

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 代表者職氏名

4 全体計画

	前年度 (年)	取組年度 (年)	増加割合(%)	備考
地域内流通量 ロール(個)				

5 飼料の地域内流通体制

供給先畜産農家名 (市町村・畜種)	供給飼料 の種類 (稲WCS、牧 草等)	供給量 (ロール個 数)	供給時期	備考

6 事業費

総事業費	負担区分	
	県費	その他
円	円	円

7 添付書類

- (1) 団体の定款、規約等
- (2) 供給先農家との供給契約書等の写し
- (3) その他採択要件の確認に必要な書類